

「空港整備特別会計」

「空港整備特別会計 平成 14 年度財務書類」

空港整備特別特別会計 平成 14 年度財務書類

- 1 貸借対照表
- 2 業務費用計算書
- 3 資産・負債差額増減計算書
- 4 区分別収支計算書
- 5 注記
- 6 附属明細書
- 7 参考情報（機会費用）

# 空港整備特別会計全体の業務についての情報

## 1. 空港整備特別会計の設置目的

航空輸送需要の増大に対処し、空港整備の促進と維持運営の円滑化を図るとともに、受益と負担の関係を明確にしつつ所要の財源を確保するため、空港整備特別会計を設置し、一般会計と区分して経理するため、昭和45年度に設置された。

- ・ 根拠法 空港整備特別会計法（昭和45年法律第25号）

## 2. 空港整備特別会計が経理している業務

- ① 空港の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業
- ② 空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業
- ③ 上記①・②の事業についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うもの
- ④ 航空保安職員研修施設の管理及び運営
- ⑤ 飛行検査業務等で国土交通大臣が行うもの
- ⑥ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの
- ⑦ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの
- ⑧ 空港整備事業を行う地方航空局の事務所の所掌する事務

- ・ 根拠条文 空港整備特別会計法

### 第1条第1項

空港整備事業（空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下「空港」という。）の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業並びにこれらの事業についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。以下同じ。）、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第4条第126号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営並びに航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

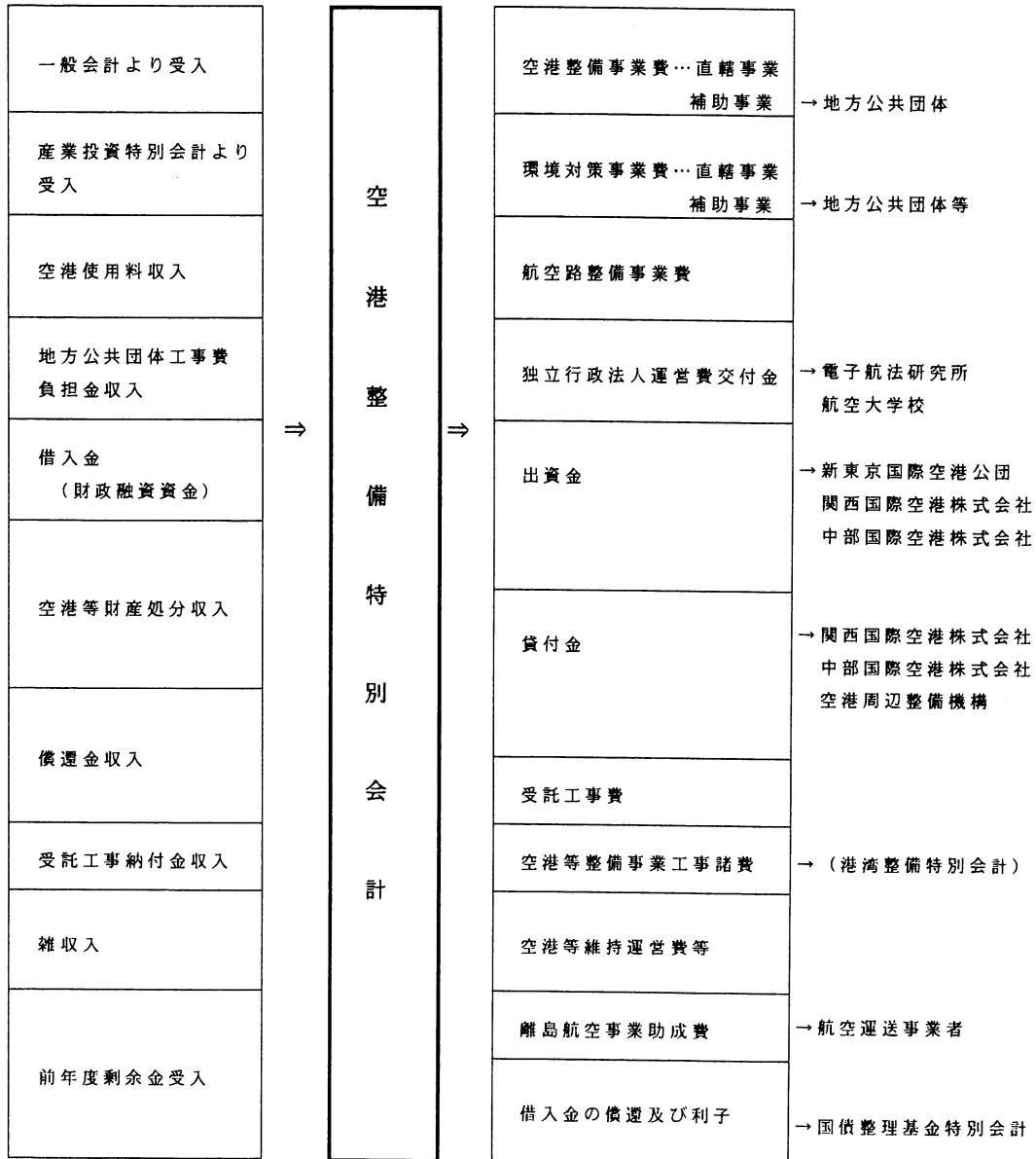
### 第1条第2項

この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの（以下「関連工事」という。）
- 二 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」という。）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの（以下「受託業務」という。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業を行う地方航空局の事務所（国土交通省設置法第39条第1項に規定する地方航空局の事務所で空港に所在するものをいう。以下同じ。）の所掌する事務（以下「地方航空局事務所所掌事務」という。）

### 3. 空港整備特別会計における財政資金の流れ

(平成 14 年度予算)



・ 根拠条文 空港整備特別会計法

第3条第1項

この会計においては、国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入、空港整備法第6条第1項及び第2項（同法第10条第2項（同法附則第4項において準用する場合を含む。）及び附則第4項において準用する場合を含む。）、第10条第1項（同法附則第4項において準用する場合を含む。）並びに附則第2項の規定による負担金、一般会計からの繰入金、第7条第1項の規定による借入金、受託工事及び受託業務に係る納付金、貸付金の償還金、出資に対する配当金、この会計に帰属する国庫納付金、この会計に所属する株式の処分による収入並びに附属雑収入をもってその歳入とし、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事で国が北海道又は沖縄県において行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費については、地方航空局の事務所に係るものに限る。）、航空保安職員研修施設の管理及び運営に要する費用、飛行検査業務等に要する費用、受託業務に要する費用、地方航空局事務所所掌事務の実施に要する費用、第7条第1項の規定による借入金の償還金及び利子、第9条第1項の規定による一時借入金の利子、第11条第1項又は第2項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもってその歳出とする。

附則第14項

空港整備法附則第8項から第11項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）附則第2条第1項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第7条第6項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第3条第1項の適用については、同項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金、附則第15項、第16項、第17項及び第19項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

## 空港整備特別会計決算の概要(平成14年度)

[歳 入]

[歳 出]

(単位:億円)		(単位:億円)	
一般会計より受入	1,735	空港整備事業費	1,003
産業投資特別会計より受入	257	環境対策事業費	163
空港使用料収入	2,088	航空路整備事業費	223
地方公共団体工事費負担金収入	47	独立行政法人運営費交付金	12
借入金	520	新東京国際空港公団等出資	409
空港等財産処分収入	11	関西国際空港等整備事業資金貸付金等	338
償還金収入	1	受託工事費	7
受託工事納付金収入	9	空港等整備事業工事諸費	29
雑収入	188	空港等維持運営費	1,523
前年度剰余金受入	308	離島航空事業助成費	18
		国債整理基金特別会計へ繰入	1,061
		歳出合計	4,786
歳入合計	5,164	歳入歳出差引(歳計剰余金)	378

空港整備特別会計

「空港整備特別会計 平成 14 年度財務書類」

## 貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成14年3月31日)	(平成15年3月31日)		(平成14年3月31日)	(平成15年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	30,796	37,774	未払金	3,250	3,519
たな卸資産	27,277	28,299	未払費用	5,757	5,334
未収金	1,935	907	前受金	2,140	283
前払費用	8	8	賞与引当金	2,751	3,028
貸付金	177,441	211,161	借入金	989,366	971,716
貸倒引当金	△ 1,838	△ 782	退職給付引当金	101,496	100,461
有形固定資産	2,143,871	2,132,137	他会計繰戻未済金	21,309	47,004
国有財産(公共用財産を除く)	2,086,920	2,077,031			
土地	1,094,155	1,104,434			
立木竹	2,893	2,901	負債合計	1,126,072	1,131,348
建物	99,563	96,205	<資産・負債差額の部>		
工作物	779,493	737,407	資産・負債差額	1,805,240	1,866,596
航空機	4,988	17,004			
建設仮勘定	105,826	119,077			
物品	56,950	55,105			
無形固定資産	19,577	15,659			
出資金	532,243	572,778			
資産合計	2,931,313	2,997,945	負債及び資産・負債差額合計	2,931,313	2,997,945



業務費用計算書

(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

人件費	62,314
賞与引当金繰入額	3,028
退職給付引当金繰入額	3,934
空港等整備費	43,218
補助金等	27,766
運営費交付金	1,190
一般会計への繰入	6
港湾整備特別会計への繰入	1,198
庁費等	61,399
その他の経費	9,246
減価償却費	98,057
貸倒引当金繰入額	336
支払利息	35,978
資産処分損益	770
出資金評価損	350
本年度業務費用合計	348,797

**資産・負債差額増減計算書**  
 (自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I	前年度末資産・負債差額	1,805,240
II	本年度業務費用合計	△ 348,797
III	財源	410,169
	1 自己収入	236,719
	空港使用料収入	209,151
	地方公共団体工事費負担金収入	6,574
	受託工事納付金収入	885
	貸付料収入	17,700
	手数料収入	81
	運用益	0
	その他の財源	2,324
	2 他会計(勘定)からの受入	173,450
	一般会計からの受入	173,450
IV	無償所管換等	△ 15
V	資産評価差額	-
VI	その他資産・負債差額の増減	-
VII	本年度末資産・負債差額	1,866,596

区分別収支計算書  
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支	
1 財源	
空港使用料収入	208,788
地方公共団体工事費負担金収入	4,700
受託工事納付金収入	902
貸付料収入	17,700
手数料収入	81
貸付金の回収による収入	64
運用収入	0
その他の収入	1,043
一般会計からの受入	173,450
産業投資特別会計からの受入	25,695
前年度剰余金受入	30,796
資産売払収入	1,131
財源合計	464,356
2 業務支出	
(1)業務支出(施設整備支出を除く)	
人件費	△ 70,035
空港等整備費	△ 42,420
補助金等	△ 27,772
運営費交付金	△ 1,190
一般会計への繰入	△ 6
港湾整備特別会計への繰入	△ 1,198
貸付けによる支出	△ 33,785
出資による支出	△ 40,886
庁費等の支出	△ 61,513
その他の支出	△ 9,246
(1)業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 288,055
(2)施設整備支出	
土地に係る支出	△ 10,551
建物等に係る支出	△ 73,924
(1)施設整備支出合計	△ 84,475
業務支出合計	△ 372,531
業務収支	91,825
II 財務収支	
借入による収入	52,000
借入金の返済による支出	△ 69,650
利息の支払額	△ 36,401
財務収支	△ 54,051
本年度収支	37,774
翌年度歳入繰入	37,774
収支に関する換算差額	-
資金本年度末残高	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-
本年度末現金・預金残高	37,774

## [注 記 (平成14年度)]

### 1. 重要な会計方針

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価しております。

#### (2) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

##### (ア) 有形固定資産

国有財産（建物、工作物、航空機）については、定率法で計算しております。  
物品については、定額法で計算しております。

##### (イ) 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得の翌年度以降5年間で定額償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準、計算方法

##### (ア) 貸倒引当金

個々の債権ごとに回収可能額を検討し回収不能見込額を計上しております。

##### (イ) 賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出しております。

期末手当  $\frac{\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合}}{\text{年間支給割合}} \times 1/3$

勤勉手当  $\frac{\text{翌年度勤勉手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合}}{\text{年間支給割合}} \times 4/6$

##### (ウ) 退職給付引当金

#### ① 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払いに備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出しております。

勤続年数階層毎人員数  $\times$  平均俸給額  $\times$  自己都合退職手当支給率

#### ② 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上しております。

#### ③ 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率  $\times$  平均給与）の割引現在価値を計上しております。

#### (4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法  $\quad$  税込方式によっております。

### 2. 偶発債務等

大阪国際空港水害訴訟（大阪地裁平成8年（ワ）第7831号）による損害賠償額（342百万円）ほか6件（398百万円）が係争中であります。

### 3. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し  $\quad$  11,749百万円

(2) 国庫債務負担行為による負担額  $\quad$  71,746百万円

## 4. 追加情報等

### (1) 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

### (2) 各財務書類における表示科目の内容等

#### i 貸借対照表における表示科目

- ・「現金・預金」には、決算剰余金の額を計上している。
- ・「たな卸資産」には、航空保安用品、航空機予備品、工事材料品を計上している。
- ・「未収金」には、空港使用料収入等の収納未済歳入額を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険料に係る未経過額を計上している。
- ・「貸付金」には、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、空港周辺整備機構に対する貸付額を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、空港用地等を計上している。
- ・「立木竹」には、樹木等を計上している。
- ・「建物」には、空港事務所等庁舎、公務員宿舍等を計上している。
- ・「工作物」には、通信装置等を計上している。
- ・「航空機」には、航空保安施設飛行検査用航空機を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、消費税の未払額等を計上している。
- ・「未払費用」には、借入金利子に係る未払費用を計上している。
- ・「前受金」には、地方公共団体、受託工事委託者からの前受金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「借入金」には、財政融資資金からの借入残高を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、産業投資特別会計からの繰入金で、空港整備特別会計法附則15項及び17項により繰入金に相当する額が繰戻されることが規定されている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

#### ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「空港等整備費」には、空港等整備に係る当会計年度に発生した費用を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する地方公共団体等の補助金を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人電子航法研究所等に対して交付された運営費交付金を計上している。

- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1条に基づく繰入額を計上している。
- ・「港湾整備特別会計への繰入」には、空港整備特別会計法第11条第1項に基づく繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「支払利息」には、財政融資資金からの借入金に係る利息の当会計年度分を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、出資金に係る強制評価減額を計上している。

### iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「空港使用料収入」には、当会計年度発生分の着陸料収入及び航行援助施設利用料収入を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、空港整備法第6条、第10条及び附則2項に定める地方公共団体が負担する負担金の当会計年度分を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、民間事業者等から受託した工事の納付金を計上している。
- ・「貸付料収入」には、土地及び建物等の貸付料収入を計上している。
- ・「手数料収入」には、航空保安施設の検査等にかかる手数料を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金預託金利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、弁償金及び返納金等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、空港整備特別会計法第3条第2項及び附則11項で規定する一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、国有財産の無償所管換額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

### iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「空港使用料収入」には、着陸料収入及び航行援助施設利用料収入の歳入額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、空港整備法第6条、第10条及び附則2項に定める地方公共団体が負担する負担金の歳入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、民間事業者等から受託した工事の納付金の歳入額を計上している。
- ・「貸付料収入」には、土地及び建物等の貸付料歳入額を計上している。
- ・「手数料収入」には、航空保安施設の検査等にかかる手数料を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、空港周辺整備機構に対する貸付金の回収による歳入額を計上している。
- ・「運用収入」には、財政融資資金預託金利子の歳入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、弁償金及び返納金収入等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、空港整備特別会計法第3条第2項及び附則11項で規定する一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、空港整備特別会計法附則14項で規定する産業投資特別会計からの資金の歳入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算剰余金の受入額を計上している。
- ・「資産売却収入」には、固定資産の売却による歳入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「空港等整備費」には、空港等整備に係る当会計年度に発生した費用を計上している。

- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する地方公共団体等の補助金を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人電子航法研究所等に対して交付された運営費交付金の支出額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1条に基づく繰入額を計上している。
- ・「港湾整備特別会計への繰入」には、空港整備特別会計法第11条第1項に基づく繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社等への貸付額を計上している。
- ・「出資による支出」には、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社への出資額を計上している。
- ・「庁費等による支出」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「借入による収入」には、財政融資資金からの借入額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、財政融資資金からの借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、財政融資資金からの借入金に係る利息の支払額を計上している。

(3) その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ・ 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがあります。
- ・ 100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しております。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① たな卸資産の明細

種類	(単位:百万円)			
	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減
航空保安用品	26,880	2,273	1,216	-
航空機予備品	321	18	5	-
工事材料品	75	15	62	-
合計	27,277	2,308	1,285	-
				本年度末残高
				27,937
				333
				28
				28,299

② 未収金の明細

(単位:百万円)	
内容	相手先
空港使用料収入	航空事業者A
空港使用料収入	航空事業者B
空港使用料収入等	外50件
合計	
	本年度末残高
	121
	661
	124
	907

③ 貸付金の明細

(単位:百万円)			
貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額
関西国際空港(株)	90,850	14,400	-
中部国際空港(株)	85,092	19,248	-
空港周辺整備機構	1,499	137	64
合計	177,441	33,785	64
			本年度末残高
			105,250
			104,340
			1,571
			211,161

(単位:百万円)	
貸付事由	本年度末残高
空港建設事業	105,250
空港建設事業	104,340
航空機騒音対策事業	1,571
合計	211,161



附属明細書

④ 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	61,439	1,744	904	-	-	62,279
立木竹	0	-	-	-	-	0
建物	1	-	-	0	-	1
工作物	432	8	1	41	-	397
船舶	-	-	-	-	-	-
航空機	-	521	268	57	-	195
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	61,873	2,274	906	42	-	63,199
行政財産						
土地	1,032,716	11,552	2,112	-	-	1,042,155
立木竹	2,893	12	3	-	-	2,901
建物	99,562	2,724	476	5,606	-	96,203
工作物	779,060	42,132	9,141	75,041	-	737,010
船舶	-	-	-	-	-	-
航空機	4,988	12,602	522	259	-	16,809
建設仮勘定	105,826	33,857	20,606	-	-	119,077
小計	2,025,047	102,880	33,131	80,964	-	2,013,832
国有財産合計	2,086,920	105,155	34,037	81,006	-	2,077,031
公共用財産						
公共用財産用地	-	-	-	-	-	-
公共用財産施設	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	56,950	25,910	18,634	9,120	-	55,105
小計	56,950	25,910	18,634	9,120	-	55,105
有形固定資産合計	2,143,871	131,065	52,672	90,126	-	2,132,137
無形固定資産						
国有財産						
普通財産	-	-	-	-	-	-
行政財産	-	-	-	-	-	-
電話加入権	475	6	-	-	-	482
ソフトウェア	19,102	4,005	-	7,930	-	15,177
無形固定資産合計	19,577	4,012	-	7,930	-	15,659
合計	2,163,449	135,077	52,672	98,057	-	2,147,797

附属明細書

⑤ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末 残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度計上分)	強制評価減	本年度末 残高
出資(時価のないもの)							
公団等							
新東京国際空港公団	265,800	-	8,700	-	-	-	274,500
空港周辺整備機構	750	-	-	-	-	350	399
大阪固有事業勘定	300	-	-	-	-	-	300
空港周辺整備機構	300	-	-	-	-	-	300
福岡固有事業勘定							
独立行政法人							
独立行政法人 電子航法研究所	975	-	-	-	-	-	975
空港整備勘定	98	-	-	-	-	-	98
独立行政法人 航空大学校	145	-	-	-	-	-	145
独立行政法人 港湾空港技術研究所							
株式会社							
関西国際空港(株)	247,902	-	18,000	-	-	-	265,902
中部国際空港(株)	16,272	-	14,186	-	-	-	30,458
合計	532,243	-	40,886	-	-	350	572,778

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位:百万円)

出資先	出資金額 (国有財産台 帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計から の出資金額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額によ る算出額 (G=C×F)	貸借対照表 計上額	使用財務諸表
新東京国際空港公団	274,500	947,445	641,500	305,944	304,956	274,500	90.01%	275,389	274,500	行政コスト計算書
関西国際空港(株)	265,902	1,642,506	1,195,374	447,131	654,000	373,800	57.16%	255,562	265,902	有価証券報告書
中部国際空港(株)	30,458	505,219	429,467	75,751	76,148	30,458	40.00%	30,299	30,458	有価証券報告書
空港周辺整備機構	399	7,049	6,516	532	1,000	750	75.00%	399	399	行政コスト計算書
大阪固有事業勘定	300	7,094	4,876	2,218	400	300	75.00%	1,663	300	行政コスト計算書
福岡固有事業勘定	975	2,913	1,975	938	975	975	100.00%	938	975	独立行政法人基準
独立行政法人 電子航法研究所	98	105	31	73	98	98	100.00%	73	98	独立行政法人基準
独立行政法人 航空大学校	145	15,105	2,181	12,924	14,052	145	1.03%	133	145	独立行政法人基準
独立行政法人 港湾空港技術研究所										
合計	572,778	3,127,439	2,281,924	845,514	1,051,630	681,027		564,460	572,778	

※1 関西国際空港(株)については、平成13年度において強制評価減を実施しており、「出資金額(国有財産台帳価格)」の欄には、出資金額ではなく、強制評価減実施後の価額を計上している。なお、出資金額(平成14年度末累計)は373,800百万円である。

※2 空港周辺整備機構 大阪固有事業勘定については、平成14年度において強制評価減を実施しており、「出資金額(国有財産台帳価格)」の欄には、出資金額ではなく、強制評価減実施後の価額を計上している。なお、出資金額(平成14年度末累計)は750百万円である。

附属明細書

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度残高
補助金	地方公共団体	790
児童手当	職員	11
消費税	税務署	2,718
合計		3,519

② 借入金の明細

(単位:百万円)

借入金	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
財政融資資金	989,366	52,000	69,650	971,716
合計	989,366	52,000	69,650	971,716

2. 業務費用計算書

(1) 補助金等の明細

(単位:百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	23,251	事業費等の補助	無
	特殊法人・認可法人	2,643	事業費等の補助	有
	その他	1,870	事業費等の補助	無
	計	27,766		
合計		27,766		

(2) 委託費等の明細

(単位:百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
運営費交付金	独立行政法人	1,190	運営費交付金の交付	有
	計	1,190		
合計		1,190		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細

		(単位:百万円)
款	項	金額
雑収入	雑収入	2,324
合計	合計	2,324

(2) 財産の無償所管換等の明細  
無償所管換等の明細

区分	相手先	金額	資産等の内容	(単位:百万円)	
				所管換等の理由	
財産の無償所管換(受)					
	財務省所管一般会計	0	土地	航空保安施設用地等	
	財産の交換	5	土地		
	実測と帳簿の差額	14	土地		
	小計	20			
財産の無償所管換(渡)					
	財務省所管一般会計	△ 28	土地	宿舍用地	
	財産の交換	△ 2	土地		
	実測と帳簿の差額	△ 5	土地		
	小計	△ 36			
合計		△ 15			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

		(単位:百万円)
款	項	金額
雑収入	雑収入	1,043
合計	合計	1,043

## 参考情報

### 機会費用に関する情報

#### ・貸付金の原資等としての受入金に係る機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受入れた額に、年度末時点(平成15年3月)における10年もの国債の利回り(0.700%)を乗じて算出した。

$$\begin{array}{rclcl} \text{他会計繰戻未済金期末残高} & & \text{年度末の10年もの国債の利回り} & = & \text{機会費用} \\ 47,004 \text{ 百万円} & \times & 0.700 \% & & 329 \text{ 百万円} \end{array}$$